

開発行為変更許可通知書

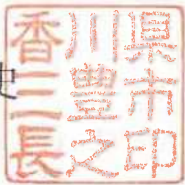
三建都第 899 号

住 所 香川県高松市伏石町 2037 番地 18
氏名又は名称 株式会社リージェントホーム
及び代表者名 代表取締役 喜久山 知哉

令和 7 年 3 月 10 日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により許可する。

令和 7 年 3 月 24 日

三豊市長 山下 昭史



(許可の内容)

開発区域に含まれる地域の名称	香川県三豊市高瀬町上高瀬字川下 111 番 1、112 番、113 番 1 及び同地先水路
開発区域の面積	3,321.94 m ²
予定建築物等の用途	分譲住宅 (12 区画)
変更内容	・ 床版の寸法の変更及び一部擁壁の施工方法の変更 ・ 工事完了予定日の変更

(許可の条件)

○裏面のとおり

(法第 41 条第 1 項の規定に基づく制限)

無し

(付 記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、香川県を被告として提起することができます。
ただし、都市計画法第 51 条第 1 項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることはできません。

開 発 行 為 許 可 通 知 書

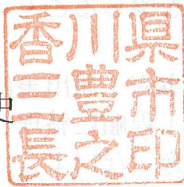
三建都第 622 号

住 所 香川県高松市伏石町 2037 番地 18
氏名又は名称 株式会社リージェントホーム
及び代表者名 代表取締役 喜久山 知哉

令和 6 年 11 月 19 日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 条第 1 項の規定により許可する。

令和 6 年 11 月 29 日

三豊市長 山下 昭史



(許可の内容)

開発区域に含まれる 地域の名称	香川県三豊市高瀬町上高瀬字川下 111 番 1、112 番、113 番 1 及び同地先水路
開発区域の面積	3, 321. 94 ㎡
予定建築物等の用途	分譲住宅 (12 区画)

(許可の条件)

○裏面のとおり

(法第 41 条第 1 項の規定に基づく制限)

無し

(付 記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、香川県を被告として提起することができます。
ただし、都市計画法第 51 条第 1 項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることはできません。